

議案第15号

北本市保育の実施に関する条例の一部改正について

北本市保育の実施に関する条例の一部を次のように改正する。

平成22年2月23日 提出

北本市長 石津賢治

北本市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

北本市保育の実施に関する条例（昭和62年条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北本市保育所における保育に関する条例

第1条中「保育の実施」を「保育所における保育」に改める。

第2条の見出しを「（保育所における保育を行う基準）」に改め、同条中「保育の実施」を「保育所における保育」に改める。

第3条中「保育の実施」を「保育所における保育」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。